主 文

本件特別抗告を棄却する。

理 由

東京地方裁判所のした審判請求を棄却する旨の原決定は、刑訴二六六条一号に基 く決定であるから、同四一九条、四二一条により高等裁判所に通常の抗告をするこ とができるものである。従つて、本件特別抗告は、同四三三条の要件を欠き不適法 のものであつて、棄却を免れないものである(昭和二六年(し)第七一号、昭和二 八年一二月二二日大法廷決定参照)。

よつて刑訴四三四条、四二六条一項に従い、裁判官全員一致の意見により、主文のとおり決定する。

昭和二九年一月二七日

最高裁判所第二小法廷

_	精	Щ	霜	裁判長裁判官
茂		山	栗	裁判官
重	勝	谷	小	裁判官
郎	八	田	藤	裁判官
— 郎	唯	村	谷	裁判官